

令和5年12月議会定例会

1 本市児童生徒の学力向上について

- (1) 全国学力・学習状況調査の分析及びその指導について
- (2) 埼玉県学力・学習状況調査の分析及びその指導について
- (3) 小学校低学年基礎学力定着度調査の分析及びその指導について
- (4) オンライン調査の考えについて
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

2 教育に係る状況について

(1) 中学校における進路指導について

- ア 現状についてどう把握しているのか
- イ 業者テストに代わる具体的な進路指導について
- ウ 進路指導の問題点について
- エ 進路指導体制の構築について
- オ 教員の育成について

(2) PTA活動の存在について

- ア PTAの趣旨について
  - (ア) 社会教育の立場から
  - (イ) 学校教育の立場から
- イ 市内各学校のPTAの現状についてどう把握しているのか
  - (ア) 社会教育の立場から
  - (イ) 学校教育の立場から
- ウ PTAの現状をどう考えるのか
  - (ア) 社会教育の立場から
  - (イ) 学校教育の立場から
- エ 対処について
  - (ア) 社会教育の立場から
  - (イ) 学校教育の立場から

(3) 部活動の地域移行について

- ア 部活動の意義について
- イ 部活動各学校の実態について
- ウ 地域移行についての考えは
- エ 地域移行を進める組織は

3 教育に関する予算の拡充について

- ア 発達に課題のある児童生徒の実態把握について
- イ 通常の学級での指導の状況について
- ウ 特別支援教育支援員の中学校全校配置をすべきだが

エ 教育予算の拡充についてどう考えるのか

- 4 GIGA スクール端末の破損と修理について
  - (1) 実態について
  - (2) 端末が不足した理由と今後の対応について
  - (3) 業者との契約はどのようになっているのか
  - (4) ヘルプデスクと担当課の連携について
  - (5) 修理に時間がかかった理由は
  - (6) 複数業者での対応はしているのか
  - (7) 来年度の学力・学習状況調査での端末使用は可能なのか
- 5 保育所の運営について
  - (1) 市内保育所の数はどのくらいあるのか
  - (2) 保育所に係る運営についてどのように把握されているのか
  - (3) 各保育所の補助金の使途はどのように把握されているのか
  - (4) 保育士の確保について
  - (5) 保育士の研修はどのように行われているのか
- 6 外国人について
  - (1) 違法者に対する強制送還の実態は
  - (2) 外国人の滞納者の実態は
  - (3) 就労の事実から課税を逃れる人を突き止めることは出来ないのか
  - (4) 中学校における外国人の生徒指導の実態は
- 7 大貫海浜学園・水上少年自然の家へのバス配置について
  - (1) 業者の契約選定はどのように行われているのか
  - (2) バス配置が出来なかった理由は何か
  - (3) 不履行業者への対応はどのようにされたのか
  - (4) 今後のバス配置の対応について
- 8 川口総合文化センター・リリアの使用に関わって
  - (1) 川口総合文化センター・リリアの使用について
  - (2) 市民会館の建設について

皆さん、おはようございます。坂本だいすけです。それでは通告に従い提言を行います。

## 1 本市児童生徒の学力向上について

全国学力・学習状況調査が、本年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されたとのことです。併せて埼玉県では独自に小学校4年生から中学校3年生を対象に埼玉県学力・学習状況調査が実施され、更に本市では低学年の基礎学力を図り、早期につまづきを把握し指導に役立てるために本市独自の小学校低学年基礎学力定着度調査を実施したと伺っております。

これらの調査では、子供たちから得た調査の結果をどのように各学校の先生方が分析し、的確に把握してその後の指導に活かしていくかが重要と考えます。

現状の教育の課題として新型コロナウイルス感染症拡大下で、子供たちの学力と学習の状況にどのような影響があったのか？そのような中で感染症が5類に移行し徐々に従来の教育活動に戻つつある中でどのような学力の維持向上効果がなされているのか？などが興味のあるところです。一方、令和6年度より埼玉県学力・学習状況調査は、従来の紙による調査PBT (PaperBasedTesting) から出題も解答もタブレット端末で行うコンピューター使用型調査CBT (ComputerBasedTesting) へ全面移行し、全国学力・学習調査は、質問調査をCBTで実施すると伺っております。所謂、オンラインによる調査は、昨年度本市は7校抽出で、全国学力・学習調査の試行・検証を実施したとのことですが、子供たちの中には戸惑いもあったのではないかと推察いたすわけです。今年度の抽出調査を踏まえ、このことについて実態をどのように受け止めていますか？感染症の影響や教育の現状を踏まえ子供たちの学力の向上について、以下お伺いいたします。

- (1) 全国学力・学習状況調査の分析及びその指導について
- (2) 埼玉県学力・学習状況調査の分析及びその指導について
- (3) 小学校低学年基礎学力定着度調査の分析及びその指導について
- (4) オンライン調査の考えについて
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

## 2 教育に係る状況について

私は、教育に係る現状は幾つか由々しき状況にあると受け止めております。そのことが、保護者や子供たちへの信頼を損なっていたり、学校における教師の教育活動が損なわれています。それは3つあります。1つは中学校における進路指導の在り方です。2つ目は学校におけるPTA活動の存在が危うくなっていることです。3つ目は、中学校における部活動の在り方としての地域移行についてです。本来教育は子供を中心に保護者と学校が信頼の上に立って車の両輪のごとく共に支え合いながら子供たちの成長を促していくものであります。しかしながら、この3つの在り方が本来のあるべき姿から著しく乖離してきている現状があります。以下、このことについてお伺いいたします。

- (1) 中学校における進路指導について

平成3年(1992年)10月、今から31年前に当時の埼玉県教育委員会教育長、労働

省今の厚生労働省の役人であった竹内克好氏が、当時の埼玉県教育委員会が突如として、当時の埼玉県の公立中学校の生徒ほぼ全員が自校で受験していた業者テスト、所謂「北辰テスト」を校内での実施は認めない、北辰テストで出た生徒たちの偏差値を進路指導の資料として使用しない、各中学校が業者テストの結果を私立高校に提出することを禁止するという方針を打ち出しました。これまでの中学校3年生の進路指導は日々の授業の成果から北辰テストの偏差値の結果をもとに行われていたというのが実情でした。埼玉県教育局のこの方針の根拠は「偏差値輪切りでの進路指導は良くない」「1点刻みの偏差値で子供を高校に振り分けていくのは非教育的はないか」ということでした。併せて翌年、当時の文部省は業者テストは「実施日が統一されておらず問題が漏洩するなど公平性に欠ける」「業者と教育界の癒着」や「業者テストが青田買いに利用されることはあってはならない」などの報道などによる批判があり、埼玉県教育局の方針に合わせるように、翌年、平成4年（1993）2月22日の通知をもって「直ちに業者テストによる偏差値に依存した進路指導は行わないこと」としました。この通知によって徐々に学校現場から業者テストによる偏差値による進路指導が姿を消していきました。当時、全国に先駆けて実施したのが埼玉県だったわけでありす。

あれから30年、子供たちの大事な将来を占う現在の中学校における進路指導はどのように進められているのでしょうか？私は偏差値は使い方によっては悪くないと思っております。それは、ある生徒の成績の位置が、例えば埼玉県全体ではどの位の位置にあるかが対外的に推し量れ、それに基づいて進路選択の資料になるという利点と信頼性が現実にあるわけです。全体の位置がわかるわけですからそれぞれの生徒の成績向上の指針にもなるわけです。しかし、何故それが批判を浴びたかというとなら偏差値が、私立の生徒を選択する材料にされたからです。つまり、業者テストで得た偏差値が多くを私立高校の進路選択の活用資料となり、公立高校が蚊帳の外に置かれてしまったのです。そして、私立高校の程度が軒並み高くなり公立高校には生徒指導困難校と言われる学校が出現してしまったのです。このことが業者テストを埼玉県が辞めた本当の理由です。

今や、全国の高等学校の進学率は100%に近づいている今日、高等学校は国民的教育機関となっています。このような経緯の中30年が経過し、今の中学校ではどのような進路指導がなされているのか？その現状は大変由々しいものです。業者テストに代わる高等学校への進路選択の資料は学校の教員が把握する中間テストや期末テスト、校長会テストの結果や内申書などで進路指導を行っているのが実情なのです。殆ど他校の生徒との比較が出来ない進路選択の資料では対外的に信用性に乏しいと判断されても仕方のないことだと思います。したがって公立中学校の先生方は業者テストの偏差値の結果の把握や私立高校への関与も許されないということになります。それに対して今では、学習塾に通う生徒保護者に対して積極的に北辰テストなどの業者テストの斡旋を学習塾が行い、そのテスト結果に基づいて学習塾が進路指導を行っているというのです。場合によっては学習塾と私立学校が直接進路指導の交渉を行うという本末転倒なことがまかり通っていると聞きます。中学

校から高等学校等への進学進路指導を保証する責任は本来中学校が負うものです。内申書、指導要録抄本、卒業証書などがそれです。学習塾にはその子供の学習成果をさらに補完するという仕事はあると思います。学習塾がその生徒の進路の責任を取ることはできません。現在、なくなったはずの業者テストが現存し、学習塾という媒体に代わって中学校がないがしろにされて保護者らと子供の進路指導がなされているという現象が現存するというのは如何なものなのでしょうか？そして、このことによって中学校の先生方の進路指導の信頼性が損なわれているのです。本来は子どもたちの為に親身になって進路を考え導いていく教師の姿こそあるべき姿です。それが現実損なわれ教師の信頼が失われているのです。教育は教師と子供、保護者との信頼の上に成り立ちます。この問題は一教育委員会だけで片付けられる問題ではないことは承知しておりますが、現状の中でどう市として対処し、子供たちの進路は公立中学校が保証するのだという自覚や誇りをもった教育活動が、子供たちや保護者からの信頼を得られるものと考えますが如何でしょうか？以下に伺います。

- ア 現状についてどう把握しているのか
- イ 業者テストに代わる具体的な進路指導について
- ウ 進路指導の問題点について
- エ 進路指導体制の構築について
- オ 教員の育成について

## (2) P T A 活動の存在について

PTA は昭和 2 1 年（1 9 4 6 年）我が国が占領下にあった GHQ によって当時の文部省社会教育局にアメリカの PTA 資料が提示されこれを受けて、同年、1 0 月 1 9 日に当時の文部省内に「父母と先生の会委員会」が設置されたのが起源となっています。その推進に当たって父母、教育者、学識経験者等で審議会が組織され翌年、昭和 2 2 年 3 月 5 日文部省の「父母と先生の会委員会」は PTA 結成の手引書を作成し全国都道府県知事にあてて文部事務次官名で送達されました。

この中で PTA の主な趣旨を上げますと①、「子供たちが正しく健やかに育っていくには、家庭と学校と社会とが、その教育の責任を分け合い、力を合わせて子供たちの幸福の為に努力していくことが大切である」②、「先生が中心となった会ではなく、先生と父母が平等な立場に立った新しい組織を作るのがよい」③、「父母も、校長も、先生も地域の有力者も、平等の立場で会員として参加し、会の運営を民主的に進めていくことにするがよい」④、「運営については、政治的な色合いをもつとか、一宗一派の宗教的勢力に支配されるとか、身分地位や経済的な差別によって色づけられてはならない」⑤、「営利を目的とする会ではないことに十分留意すること」⑥、「運営費については、会員の会費があまり高くないように、バザー、手芸の講習、映画会開催などで経費を捻出することも考慮すべき」としています。そして、会を作ることによる主な利益として①、「学校の設備が充実するようになる」②「義務教育を受けるべき子供が全部就学出来るようになる」③「児童生徒を良い環境の中に置くことが出来る」④「児童生徒の保護対策をたてる機運

が高まる」⑤「学校が美しくなる」⑥「父母と先生との間柄が親密になる」⑦「会員相互が親しくなってお互いに助け合う気持ちが出てくる」⑧「先生から社会教育に協力してもらえるようになる」として多様な側面から PTA の可能性を上げています。PTA が GHQ によって資料提供されたという経緯には違和感を感じますが、この件だけは承服するところです。余分なことを申し上げましたが、実は、この様な経緯で戦後、PTA 組織が全国的に普及してきたわけですが、現在、この組織が全国の中でもそしてこの川口市の中でも「PTA は必要ない」「役員をやるのが面倒だ、任意の団体だろう」などという声が上がっており、学校によっては無くなっていると聞き及んでいるわけであります。私はこの現実に対して大変憂慮しているものです。本来教育というものは、PTA の結成の趣旨にもあるように「子供たちが正しく健やかに育っていくには、家庭と、学校と、社会とが、その責任を分け合い、力を合わせて子供たちの幸福の為に努力していくことが大切である」とうたっている通りであります。正に教育における子どもを育てる原点なのです。私は、PTA が、今や疲弊している現状にあることを訴えたいと思います。ある市内の校長は「PTA の組織が脆弱になっているために保護者が直接苦情を言うてくる数が以前より数段多くなってきました。その対応で夜も眠れないことが多くなりました」ある校長は「いじめの苦情の対応で何度も何度も対応で保護者の納得が得られず、夜遅くに面談の後に、車に乗りながらこのまま、ぶつかって死んだら楽になるだろう」とそう思ったことがある。と言っていました。先生方にとっては理解が得られない保護者への対応は大変苦しい精神的負担がかかるものなのです。私も同業者でありましたから、同様の経験があります。いじめへの保護者への対応で、地域、市内町会へ当時の県知事への怪文書、県の人権擁護委員会、マスコミにもその怪文書をまかれたことがあります。校長先生達の思いは痛いほどわかります。そんな時に PTA の役員さんたちにはそして、地域の有力者の方々にはお知恵を拝借いたしました。第三者の立場から当該保護者に対して、ともに解決していきましょうよ。というアプローチをかけていただきました。これこそ「力を合わせて子供たちの幸福の為に努力していく」という PTA の精神が生きていくのだと思います。子どもの教育は学校教育だけでは出来ません。保護者と学校が協働してある時は地域の教育力をいただいて成り立ち子供たちを善導できるものだ私の経験上からも PTA 結成の趣旨からもそう思うのです。学校現場は今、疲弊しています。現状を教育関係者は真摯に受け止め対応しなければなりません。そこで以下伺います。

ア PTA の趣旨について

(ア) 社会教育の立場から

(イ) 学校教育の立場から

イ 市内各学校の PTA の現状についてどう把握しているのか

(ア) 社会教育の立場から

(イ) 学校教育の立場から

ウ PTA の現状をどう考えるか

- (ア) 社会教育の立場から
  - (イ) 学校教育の立場から
- エ 対処について
- (ア) 社会教育の立場から
  - (イ) 学校教育の立場から
- (3) 部活動の地域移行について

部活動の歴史的起源は、中澤篤史氏「運動部活動の戦後と現在」によりますと、明治前半期の文明開化の頃、欧米先進諸国から学問や技術と共にスポーツ文化が入ってまいりました。その受け入れ先として学校、特に大学であったことが、運動部活動の始まりのようです。その後、中等教育機関にも広まり、明治後半期には全国的な運動部活動の普及に合わせて、各種競技の全国大会の整備が行われていったそうです。昭和7年(1932年)の調査では、すでに7割の旧制中学校に運動部活動が定着していたようです。主な運動部活動を上げてみますと、剣道、柔道、陸上競技、庭球、野球、サッカーなどが挙げられますが、他の競技も多くあったようです。部活動の教育課程の基準となる、学習指導要領での位置づけは、いくつかの変遷を経て現在では学習指導要領の第1章総則の、第5、1ウでは「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるよう留意するものとする。特に、自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」となっていて、この位置づけに基づいて現在中学校では部活動が実施されているわけであります。平成29年(2017年)年度運動部活動等に関する実態調査報告書によれば、何らかの部活動に一つ以上所属している中学生の割合は全国平均で91.9%となり、大多数の中学生が部活動に参加していることが分かります。

このような、部活動の変遷と現状の中で、スポーツ庁、文化庁、文部科学省から令和2年9月2日付事務連絡で「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、という通知が都道府県教育委員会等に送付されました。通知は平成31年1月25日に出された中央教育審議会の答申「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき」を受けたもので、つまり、働き方改革の名のもとに部活動は教師が働きすぎ、教科を教えるのが本来業務であると、部活動をそれぞれの地域に移行して地域に任せればよいということです。

私は、中教審が答申しているように学校現場がそれで何の問題もなく教育が遂行できればこんなに有難いことはないと思いますが、公立の学校現場はそんなに簡単なものではないのです。部活動の地域移行と言いますが現実出来るのでしょうか？地域の指導者への予算はありますか？国はスポーツ庁と文化庁は令和5年度～7年度にかけて全国約9,000校の3割で地域移行が進められるように、概算要求で118億円を計上していたけれど

も、令和5年度の予算案は要求額の半分にも満たされずに28億円と大幅に削減されています。これで地域移行が、予算の裏付けがないまま実行できるのでしょうか？結局、両庁はこの程、令和7年度までの達成にこだわらずに柔軟に対応し「改革推進期間」と改称すると、トーンダウンをし始めました。教員の免許更新制も10年間行いましたが何の成果も上げないまま昨年廃止となりました。この二の舞になると思います。国のこのような姿勢の中で本市は井上教育長が教育長就任に当たってと題して「川口の教育」の中で中学校部活動の地域移行について触れています。地域移行をめぐるっては、指導者や運営団体を確保できないなどの懸念が広がっていることをご存じでしょうか？子供たちを指導するにははじめの問題や事故など、このような問題が常に付きまといまいます。だれが責任を取るのでしょうか？地域の方々、指導者でしょうか？私の知り合いの地域の少年野球の指導者ははっきり言って不安ですと言っています。あいまいなままに見切り発車の制度立案です。軽々に進めてよいのでしょうか？

私は現場の教師の時代に部活動指導に携わっておりました。活動を通して異年齢との交流の中で礼儀や連帯感、責任感、信頼関係、自己肯定感、生徒指導、保護者との信頼関係など教師として人間として足りない部分を生徒や保護者から学ばせていただき教師として成長させていただきました。私だけではなく部活動指導に携わった先生方は私の思いを感じています。部活動指導は教師の成長にも教育における保護者や子供たちとの信頼関係を醸成する意味でも学習指導要領の総則にもあるように学校教育の一環として他の教育課程と関連付ける重要な教育活動なのです。時代に即応して無理のない範囲で教師は大いにかかわり子供たちを指導し、部活動を通して教師も成長出来る貴重な教育活動です。

聞くとところによると、スポーツ庁、文科省が地域移行を言い始めて一部の学校では部活動が無くなるから全国大会や関東大会の出場の為のプール金などを管理する後援会などは必要ないなどと、PTA組織と同じように学校と協力しあう組織の解散なども進めていると聞いています。子どもの為です。大変なことは避ける。一体学校はこれからどうなっていくのでしょうか？これでは四面楚歌です。本当に憂えています。改革とは従来あることから前進することです。しかし、前進ではなく後退しているのです。お伺いいたします。

ア 部活動の意義について

イ 部活動各学校の実態について

ウ 地域移行についての考えは

エ 地域移行を進める組織は

### 3 教育に関する予算の拡充について

働き方改革を言われ、教育現場は右往左往しています。それに見合う教育予算の増額が必要です。例として特別支援教育に伴う予算の増額についてお伺いいたします。

通常の学級に在籍する小中学生の8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す発達に課題のある児童生徒が存在することが、文部科学省による令和4年(2022年)12月13日に発表した調査結果から明らかになりました。この調査は、通常の学級に在籍する特別



な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにする基礎資料とするために全国の公立小中高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒8万8,516人(小学校3万5963人、中学校1万7,988人、高等学校3万4,565人)の内7万4,919人(学校数1,627校)の有効回答を得、調査については、令和4年1月～2月に行われたものです。調査の中で学級担任等が回答した内容から「知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示す」とされた小中学校の割合は、前回平成24年(2012年)の調査より2,3ポイント増加し8,8%となったということです。

前回より増加した理由としては、義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒数が約2,5倍になっていること、教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた指導に困難のある子供たちに気づきやすくなったこと。また、発達に課題のある可能性があるとしてされた小中学生の内、通級による指導を受けている小中学生は10,6%にとどまっていて支援が行き届いていない実態があること等があげられています。更に、著しい困難を示す基準には達していないものの、その近くに分布している児童生徒が一定数ある実態もあり、その児童生徒の支援の充実が求められています。これら発達に課題のある児童生徒の支援については文部科学省は、適切な学びの場の確保、個別の教育支援計画の作成、福祉機関等外部機関との連携体制等を考えていくことが重要であるとしているのです。

以上のような全国の発達に課題のある児童生徒の実態から所謂、本市の特別支援教育の実態は如何なものなのでしょうか？本市の今年度の特別支援学級の設置校は小学校36校、中学校17校で設置校100%に向けご努力をされていることは承知しております。

ここで、私が漏れ聞くところによると市内の特別支援学級等補助員は現在特別支援学級又は発達障害・情緒障害通級指導教室設置校とに1人以上配置され、配置校の先生方の補助として子供たちの支援を行っていただいております。また、特別支援教育支援員については、小学校には特別支援学級設置の有無に関わらず全校に配置されているとのことでありますが、中学校には特別支援教育支援員の配置は特別支援学級の設置校に配置されていないということでもあります。つまり、中学校に特別支援学級が設置されると特別支援教育支援員は配置されなくなるということでもあります。中学校の先生方はこれで発達に課題のある子供たちの支援が出来るのでしょうか？現在の教育現場の状況を先生方は働き過ぎだとあたかもそのための対策が必要だと口では言っているわけですが、勤務時間まで調査を受け、時間のない中での支援となっています。あまりにも仕事が多いのです。通常の学級の中学校へ、小学校同様に全校に特別支援教育支援員を配置すべきです。そもそも、仕事が急増し、特別支援教育の充実の他にも不登校児童生徒支援、日本語指導支援その他、本市が抱える教育課題に対して多くの事業を抱え尽力しなければなりません。人的支援は不可欠です。財源の増額がないままでは事業の継続も滞る現状が察せられます。教師の負担は益々増大しているのです。教員の負担軽減と教育の質的充実のためには、教育予算を拡充すべきです。そこで伺います。

- ア 発達に課題のある児童生徒の実態把握について
- イ 通常の学級での指導の状況について
- ウ 特別支援教育支援員の中学校全校配置をすべきだが
- エ 教育予算の拡充についてどう考えるのか

#### 4 GIGA スクール端末の破損と修理について

GIGA スクール構想は、児童生徒 1 人に 1 台の学習用 PC 端末を貸与して、高速ネットワーク環境を整備し、子供たち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現の為に、令和元年文部科学省の 5 年計画の取り組みでスタートしました。本市でも順調に進んでいるものと思っておりましたが、多くの破損が出ています。小学校の新入生の端末は基本的には前年度の最上級生 6 年生が使用していた物を、中学校では 3 年生が使用していた物を引き継ぐ形で使用しています。破損のある場合にはどのような対処をしているのか。その都度の対応をしないと子供たちの学習に支障が出ると思うのですが？現場の先生方からの情報によりますと、ある学校では 10 月末時点で年度末に修理に出した約 80 台の GIGA スクール端末が届いておらず、端末が、新 1 年生に入学してから 7 か月が経過しているにも係わらず 1 人 1 台の体制が整っていないとのことで、学校では子供たちへの端末による学習指導に苦慮しているとのことであります。このような現状で、GIGA スクール構想は大丈夫ですか？これでは今後その構想に疑問を呈せざるを得ません。各学校からの相談や苦情はヘルプデスク、所謂業者が窓口になり対応しているとのことですが、業者の対応にも疑問を感じます。来年度から全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査がこの端末を使用して実施の予定と伺っておりますが、心配です。以下お伺いいたします。

- (1) 実態について
- (2) 端末が不足した理由と今後の対応について
- (3) 業者との契約はどのようになっているのか
- (4) ヘルプデスクと担当課の連携について
- (5) 修理に時間がかかった理由は
- (6) 複数業者で対応しているのか
- (7) 来年度の学力・学習状況調査での端末使用は可能なのか

#### 5 保育所の運営について

市直営の保育所は 26 園ありますが、その他民間保育所があると伺っております。保育所は今や働く親には子育てを行う上でなくてはならない施設であります。本市は待機児童についてはある程度解消に向かっているとのことで、待機児童の解消とともに保育士の不足が新たな課題の一つとして上がってきています。この保育士の勤務状況と保育園の運営についてお伺いします。これはすべての保育園に該当していることではないと初めに申し上げておきます。

市内のある保育園の運営です。この保育園では、午前 7:00 から子供を預かるそうです。保護者からは時間外で 3,000 円を徴収するそうですが保育士職員はサービス残業だそ

うです。保育に必要な備品ごみ袋、・消毒剤・シール等は自分で用意する雰囲気でも言いづらい。おむつ替え、朝礼など職員の配置が適正ではない。有休もとりにづらい。働きずめでホッと余裕がない。保護者対応、職員との人間関係でメンタルケアが必要。給料は働きがきつい割には安い。新卒保育士の指導の余裕もない。新卒は2年連続で2週間か1か月でやめている。運営する経営者側が強く、職員の立場は弱い。というような訴えが私のところがありました。保育士の方々の働く環境はこんなにひどいのかな？と耳を疑ってしまいました。子育てに重要な位置を占める保育の場でこのような実態があるとすれば保育士の確保が重要な課題だとすると由々しき事態だと思いますし、子育て行政にも大きな影響を与えるものだと思います。民間の保育所には規定に基づいた補助金が受けられると承っておりますが。保育所の運営実態をどのように把握されているのでしょうか？以下、伺います。

- (1) 市内保育所の数はどのくらいあるのか
- (2) 保育所に係る運営についてどのように把握されているのか
- (3) 各保育所の補助金の使途はどのように把握されているのか
- (4) 保育士の確保について
- (5) 保育士の研修はどのように行われているのか

## 6 外国人について

医療センターにクルド人同士のもめごとから約100人程のクルド人が押しかけ大騒動になった出来事から川口市が一躍全国で有名になってしまいました。更に暴走行為や警察官に対する公務執行妨害行為など心無いクルド人による傍若無人の行為は目に余るものがあります。「川口はクルド人のしきたりで街を運営します」という怪文書が私の所に10月4日付木曽呂の消印で届きました。議員各位にも届いているものと思います。我が国は法治国家であります。法令によって違反者は何人も平等に、処罰、処分、税の追徴収をされることになっております。クルド人の中にも正当に働き正当に税金を納め我が川口市民と共生しながら立派に居を構えていらっしゃる方々もおります。一部には解体業などで利益を得て、然るべき税金を納めないで生活をしているクルド人もいるとのこと。彼らは解体業を下請け、孫請け、そのまた下請け、孫請けというような形で一人親方でやるという手法で税金を逃れているとの実態があるとのこと。

市長は9月に不法行為を行う外国人について厳格に強制送還をすることなどを求める要望書を法務大臣に手渡したとのこととあります。この事については同感であります。市の対応として、今後厳格に違法行為及び外国人の税の滞納者には徴収を望むものです。一部クルド人の目に余る行為に対して、埼玉県警においても対策強化に乗り出しました。日本クルド文化協会の方々も加わり合同パトロールを実施するなどして啓発に協力しました。また、外国人の就労に係る悪質な仲介業者の検挙も積極的に行い、外国人少年の非行防止対策にも力を入れるとのこと。この外国人少年の非行行為については学校に行かないという問題があります。何とか日本の学校に通って、市民生活でのノウハウや我が国の歴史伝統文化などをしっかり学ばせることを通して日本への愛着を育くませたいものです。先生方とコ

コミュニケーションをもつことによって彼らの非行防止にもつながる生徒指導が出来るものとも思います。外国人が我が国の法律を遵守し日本文化を理解し、川口市民とともに安心して安全な生活が営めることを願って以下、お伺いします。

- (1) 違法者に対する強制送還の実態は
- (2) 外国人の滞納者の実態は
- (3) 就労の事実から課税を逃れる人を突き止めることは出来ないのか
- (4) 中学校における外国人の生徒指導の実態は

#### 7 大貫海浜学園・水上少年自然の家へのバス配置について

本市には、小学校では校外学習施設として、大貫海浜学園、中学校では水上少年自然の家があり、1年間を通して市内各学校が順番にこの施設を利用して市小中学生が海の自然や山の自然を学習し子供たちの成長の一助としています。各施設へはバスにて往復で子供たちを運行しています。これまで無事故で運行し成果を上げていることは承知しております。しかし、この度、水上バス運行契約業者から10月3日(火)に突然、10月5日以降のバス配置が出来ない旨の連絡が入り、その結果、10月以降の7校分のバス配置が契約不履行になり、10月19, 20日実施の神根中学校、26, 27日実施の上青木中学校の両校については実施日の変更を余儀なくされ、神根中学校は10月25, 26日に、上青木中学校は11月8, 9日にバス確保が出来、水上少年自然の家の学習が実施出来ました。

これは、前代未聞のことであり、あってはならないことです。今後、このような事態を回避するためには、しっかり原因を突き止め、再発防止に努めることが肝要です。業者の選定においては十分な検討が重要と考えます。以下お伺いいたします。

- (1) 業者の契約選定はどのように行われているのか
- (2) バス配置が出来なかった理由は何か
- (3) 不履行業者への対応はどのようにされたのか
- (4) 今後のバス配置の対応について

#### 8 川口総合文化センター・リリアの使用に関わって

リリアのメインホールは抽選によって使用が認められております。使用を希望するどの団体も一喜一憂しながら使用できるのを待ち望んでいます。特に音楽団体などはその使用が演奏会などの実施に直結するために苦慮しているとのこと。

アンサンブルリベルテ吹奏楽団は市民が集う楽団で川口市立十二月田中学校で定期的に練習を重ねて今年で創立42年を迎え素晴らしい音楽活動を展開しております。第63回の定期演奏会は、さいたま市の南浦和にある文化センターの大ホールで行われました。私もお伺いさせていただきましたが素晴らしい演奏でした。本来ならば地元のリリアのメインホールで毎年実施したいとのことですが、残念ながら抽選で外れてしまうのです。アンサンブルリベルテ吹奏楽団は市民に誇れる楽団だと思います。このような市民を代表する楽団は川口市が育成すべき楽団だと思います。自分たちの演奏活動だけではなく、音楽に親しむ青少年の育成活動も行い、将来の人材を育てる事にも貢献しております。このよう

な市民を代表する楽団は優先的に定期演奏会をリリアメインホールで実施させて音楽に親しむ市民に紹介してあげてはどうでしょうか。

リリアの活動が飽和状態にあるようです。音楽活動をはじめ多くの文化芸術活動や市民活動は、市民生活を豊かに育むものだと思います。そしてそれぞれの底辺を広げていく事にも繋がるものと思います。その為に市民会館を建設しては如何でしょうか。以下伺いたします。

- (1) 川口総合文化センター・リリアの使用について
- (2) 市民会館の建設について

最後に、特定失踪者の写真展が中央図書館で開かれておりますが、井上教育長が、おとずれ教育のリーダーが市内小中学生が事件のことを学べるように考えたいと語った事、ありがたいことです。条例もできますので、是非よろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。